

1 策定根拠

土地利用基本計画は、都道府県の区域を対象として、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、国土利用計画を基本として、都道府県が定める計画である。

第9条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

一 都市地域 二 農業地域 三 森林地域 四 自然公園地域 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものである。

「宮城県土地利用基本計画」は、昭和50年6月30日に内閣総理大臣の承認を得て当初計画が策定された。現行計画は宮城県国土利用計画（第五次）が策定された翌年の平成23年3月18日に変更されている。

2 土地利用基本計画の性格

土地利用基本計画は、都道府県の区域について、①都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域区分、②土地利用の調整等に関する事項を定めるもので、国土利用計画が国土の利用に関する基本的かつ長期的な構想であるのに対し、土地利用基本計画は即地的な土地利用の実態や将来像を描くとともに、それを達成するために必要な調整方針を定める計画である。

3 土地利用基本計画の機能

- (1) 土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、行政内部における総合調整を行う際の基礎となるものであり、土地取引の規制に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準として機能するものである。
- (2) 各個別規制法による地域・区域が、当該地域・区域に対応する基本計画の地域区分とかい離しないよう運用するとともに、個別規制法による地域・区域を変更（新規指定及び廃止を含む。）しようとする場合には、（あらかじめ）土地利用基本計画図の地域の変更を行う。

4 土地利用基本計画の内容

土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章表示した「計画書」と、五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）の範囲を5万分の1の地形図上に記した「計画図」からなっている。

5 計画期間

土地利用基本計画には、計画期間の定めはない。